

決算書における不要な注記の記載

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>一般財団法人 大阪府タウン管理財団</p>	<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団(以下「財団」という。)は、関連会社である千里北センター株式会社の日本政策投資銀行に対する借入債務109,200,000円(平成24年度末現在)について、財団の保有する土地に担保権を設定しており、決算書「財務諸表に対する注記」において、以下の内容の注記を行っている。</p> <p>「4 担保に供している資産 (1) 土地202,199,161円(帳簿価格)を、関連会社である千里北センター株式会社の債務109,200,000円(日本政策投資銀行からの借入金平成24年度末残高)の担保に供している。」</p> <p>また、上記にあわせて以下のとおり保証債務に係る注記も行っている。</p> <p>「6 保証債務等の偶発債務 関連会社である千里北センター株式会社の債務109,200,000円(日本政策投資銀行からの借入金平成24年度末残高)に対して、債務保証を行っている。」</p> <p>財団は上記借入債務に対して、日本政策投資銀行と土地の担保権設定契約は締結しているが、保証債務契約は締結していないため、保証債務に係る注記については不要な開示である。</p>	<p>保証債務に係る不要な注記については、今後の決算において適切に対応されたい。</p>	<p>平成25年度決算書の財務諸表に対する注記において、不要な開示である保証債務に係る注記を削除した。</p>